

グリーン住宅ポイント制度において発行されたポイントは、ポイントの発行対象となる住宅の建築、販売又はリフォーム工事を実施した工事施工者又は住宅販売業者が行う「新たな日常」に資する追加工事又は防災に資する追加工事に充当することができます。

想定される具体的な工事の内容については、下表の工事例をご確認ください。なお、工事例に該当しない工事であっても、工事目的のために行う工事は幅広く対象とすることができますが、インテリア用品や家電等の容易に持ち出せる物品の購入・搬入は工事に該当しませんので、ご注意ください。

①「新たな日常」に資する追加工事

工事目的		工事例
ワークスペース設置	屋内ワークスペースの設置	造り付けデスクカウンターの設置
		本棚・棚・引き出しの設置
	テレワーク関連設備の設置	間仕切り（ロールスクリーン、パーテーション）の設置
		システムキッチンのカウンターやキャビネットの設置
		天井・壁に固定する照明器具の設置（配線、ライティングレールの設置を含む）
間取りの変更	天井、壁に固定する映像装置（プロジェクター、モニター）の設置	
	天井、壁に固定するスピーカーの設置	
	コンセント・電源の設置（配線、分電盤工事を含む）	
	インターネット環境の設置（回線の引込み、居室への配線）	
屋外ワークスペースの設置	間仕切り壁・格子壁の設置・撤去	
	天井、床の設置・撤去	
（共同住宅における）共用ワークスペースの設置	居室内の窓・格子窓の設置・撤去	
	窓、ドアの設置・撤去	
音環境向上工事	防音設備の設置	収納（クローゼット、押入、納戸、床上げ畳収納）の設置・撤去
		プレハブ・ユニットハウス・ワークハウスの設置
		日よけ・シェードの設置、テラス屋根・囲いの設置
		共用ワーキングスペースの設置
		防音室の設置
空気環境向上工事	換気設備等の設置	壁・二重窓・ドアの設置
		内窓の設置
		外窓の交換
		防音換気設備の設置
		防音フローリングの設置
菌・ウイルス拡散防止工事	非接触型設備の設置	換気扇の設置
		網戸の設置
		ルームエアコンの設置
		換気・通風機能付きドアの設置
		畳（い草製）の設置
家事負担軽減に資する工事	キッチン周りの設備の設置	珪藻土の塗壁工事
		調湿性のあるタイル、壁紙の設置工事
		タッチレス水栓の設置
		タッチレス玄関ドアの設置
		タッチレス照明スイッチの設置
家事負担軽減に資する工事	浴室周りの設備の設置	自動開閉窓・ドアの設置
		セカンド洗面台の設置
		外部水栓、手洗い器の設置
		壁・床・手すり・ドアノブの設置
		抗菌壁紙の設置
家事負担軽減に資する工事	洗面所周りの設備の設置	抗菌水栓の設置
		ビルトイン食器洗機の設置
		掃除しやすいレンジフードの設置
		ビルトイン自動調理コンロの設置
		デイスポーターの設置
家事負担軽減に資する工事	トイレ周りの設備の設置	浴室乾燥機の設置
		浴室乾燥暖房機の設置
		自動浴槽洗浄システムの設置
		サンルームの設置
		衣類乾燥機の設置
家事負担軽減に資する工事	宅配ボックスの設置	掃除しやすいトイレの設置
		宅配ボックスの設置
		（共同住宅における）宅配ボックスの設置
		キッチンに設置する収納
		脱衣所・洗面所に設置する収納
家事負担軽減に資する工事	家事負担を軽減する収納の設置	トイレに設置する収納

②防災に資する追加工事

工事目的		工事例
停電・断水対策	蓄電池の設置	配線・分電盤工事を含む
		太陽光発電の設置
		配線・分電盤工事を含む
		V2H・EV充電設備の設置
		配線・分電盤工事を含む
		家庭用燃料電池の設置
		配線・分電盤工事を含む
		非常用発電設備の設置
配線・分電盤工事を含む		
水害・台風対策	屋根瓦の飛散防止	貯水システムの設置
		配管工事を含む
		雨水タンクの設置
		配管工事を含む
		蓄電・発電設備の架台設置
水害・台風対策	窓ガラスの飛散防止	エアコン室外機の架台設置
		高耐久性な瓦の設置
		飛散防止ネットの設置
		瓦止め（接着剤、漆喰）の敷設
		安全ガラス、雨戸、窓シャッター、ブラインドの設置
地震対策 （躯体に関する耐震対策を除く）	家具固定器具の設置	止水板の設置
		配線・分電盤工事を含む
		安全ガラスの設置

＜注意事項＞

- ・ポイントを追加工事に交換する場合、追加工事の実施が確認できる追加工事の請負契約書又は本体工事の請負契約書に付属する見積明細書等の提出が必要です。
- ・申請に必要な書類や提出方法は、事務局が後日公表する申請の手引きを必ずご確認ください。